

## 「町民」の論点整理

### 1 第5章「町民」について

#### 論点1 「町民」の章を設けるか

	回答数
1 設ける	16
2 設けない	0

#### 【概要】

- 全回答が、「設ける」と回答しています。
- 「設ける」とした理由・考え方の内容は、
  - ・町民主体の自治や町民の権利・責務をはっきりさせるため
  - ・町民主体の自治について意識づけするため
  - ・町民に係る内容を一章にまとめて記載した方が分かりやすいため
  - ・自治基本条例の体系上、町民・議会・行政の各章が必要なため等があります。

#### 【理由・考え方】

- ①自治を担い手として、また主体としての町民とは何か、基本的なことを定める意義があると思います。
- ②総則は用語の定義を示しています。権利や責務を明記することで町民主体の自治の実現する目的が明確になる
- ③今一度町民の意識を呼び起こし考えてもらうため
- ④条例の主語に何度も登場する「町民」のことをしっかりと言及するため。
- ⑤条例の中でも、一番町民が関心がある事項だと思われ、求められる役割についても、条例の中で明記されると良いと思います。
- ⑥自治基本条例制定の趣旨から言っても主役は町民であり、町民の章がないことが不自然に感じる。
- ⑦「第3章 町民参加」と相互に関連が深い章になると思われることから、「町民」の章を設けて権利や役割を具体化した方がよいと考えます。
- ⑧現段階では、町民の定義(在住者のみか通勤者等含めるか)をどのようにするかのもあります、町民とは何か、役割は何か、権利は何かを示す基本的なことを示す条文ですので、必要と思います。
- ⑨自治基本条例制定するにあたり、町民主体で考えると、町民の章は必要である。
- ⑩用語の定義だけでは、町民や事業者の権利や役割が不明確であり、章立てすることで権利と役割(責任)を明らかにし、まちづくりの主体が町民(事業者)であることを意識づけることができるため。
- ⑪章立てしなくても必要な項目を盛り込むことは武蔵野市・ニセコ町のように可能だと思いますが、一方で必要な項目が一つの章にまとまっている方が見通しが良いと思います。
- ⑫町民主体ということであれば必要になると思うが、前回の部会でも話題となっていたことを整理する必要があると思います。
- ⑬1章から記載してきた「町民主体」とはということなのかを具体的に明示する章になると思うので。
- ⑭「町民」「議会」「行政」と章立てした形が分かりやすいと思います。

⑮自治基本条例の体系上、町民・議会・行政の章はあった方が良い

## 2 町民の権利

(町民の権利)

町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

2 町民は、地方自治法に定めるところにより、町民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。

3 町民は、町政に参加する権利を有します。

4 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

\* とりあえず仮置き

### 論点2 「町民の権利」をどこまで規定するか

(1) 多くの権利について記載するべきか

A (回答:ア～オ)住民が私たちの条例と認識できる内容にする(町民が出来ること)

B (回答:ア～オ)権利については全て明記するほうが分かりやすいのではないかと思います。

(2) 法律または他の章に記載のある内容は省略するべきか

C (回答:ア、ウ、エ)イの選挙権は公職選挙法においての規定がありますので、確認的事項としては必要ないと感じます。美幌町と同じ。

D (回答:ア、ウ、エ)イ・オは、第3章 町民参加に含まれているため、町民の権利に設ける必要はないと考えた。

E (回答:ア、ウ、エ)イ・オについては参加の権利、情報を知る権利に含まれていると考えるため。

(3) 権利と義務の関係①

F (回答:ア、ウ、エ)義務を果たしてこそ権利を主張できるということや、行政依存体質から脱却し、自ら発言、行動する主体的な町民に与えられる権利を明確にしたい。

(4)各項目の回答数及び理由・考え方

項目	回答数	理由・考え方
ア 行政サービスを等しく受ける権利	13	A、B、C、D、E、F G（回答：ア～エ）上記以外の権利に関しては、妨げるものはないのではないかと思います。 H（回答：ア、ウ、エ）この3項目は、確認的事項として必要最低限であると感じました。 I（回答：ア～エ）ア、イについては、法に基づく権利であるので、周知の意味も含め改めて規定した方が良いと思います。
イ 選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権、議員及び長等の解職請求権等	6	A、B、F、G、I
ウ 参加の権利	14	A、B、C、D、E、F、G、H、I J（回答：ア～エ）ウ以降については明文化することで、まちづくりに関心を持ってもらい、町民参加意識の向上につなげていくことが目的でもあると考えます。この選択肢に限らずどこまで規定するのが妥当なのか悩みますが、ウとエは前段の章とも関連する基本的事項であると思うので、規定した方が良いと思います。
エ 情報を知る権利	14	A、B、C、D、E、F、G、H、I、J
オ 学ぶ権利（学習機会を選択して学ぶ権利など）	3	A、B
カ その他	4	※(5)「カ その他」参照

(5)「カ その他」

①◆幅広い＜町民参加＞の根拠づけのため、町民の【意見を表明する権利】と【提案する権利】を提案します。

1. 素案の＜町民参加の対象＞と＜町民参加の方法＞で、参加する町民は年に1%を超えるでしょうか？審議会等やパブリックコメントの＜方法＞は専門的で、条例に規定しても参加の急増につながらないと思います。

2. 他方、新しいスタイルの＜町民参加の場＞が設けられ、参加者のすそ野が広がっています。（注）町民が身近なテーマで政策提案するものですが、素案の＜参加の対象＞と＜参加の方法＞にはきちっと当てはまりません。

3. 行政が求めて発生する従来型とともに、町民が入りやすい新しいスタイルの＜参加の場＞もカバーする根拠が必要です。町政に「参加する権利」は選挙も含み幅広いため、とりわけ町民の意見や提案を活性化させる根拠が望ましいと考えます。

――（注）「びえい未来トーク」・「町民まちづくり提案事業」・「まちづくり井戸端会議」・「美瑛町共有ビジョンWS」・「美瑛町共有ビジョンWS・続編」など。他に、ホームページによる改善提案の募集、行政区を通じた地域の意見集約などが相当します。――

②何を規定してもよいが、「法に基づいて」といった主旨の規定があれば良いと思う(法律を超えた権利の行使はできないことを理解していただくために)。

③『意見を表明し、提案する権利』を規定。

第2章情報共有から第3章町民参加に続く流れを受けて、第5章町民の章において確認的に規定することで、あらためて町民の権利と役割(責務)を意識付けでき、自治意識の向上が期待できるのではないかと考えます。

④遠軽町の自然環境の保護という項目はユニークだなと思います。これは遠軽町がジオパークを行っていることが影響しているのかなと想像します。美瑛町でも十勝岳ジオパークの取り組みを行っていますので、規定すると良いなと思います。

#### 【遠軽町まちづくり基本条例】

(自然環境の保護)

第 13 条 わたしたち町民は、自然豊かな郷土を守り、育てるためそれぞれの責任において省エネルギー・リサイクル等の推進を図り、環境の保護に努めるものとする。

#### 論点3-4 「参加又は不参加を理由とした不利益」を規定するか

	回答数
1 規定する	3
2 規定しない	11

\* 規定する場合の仮置き案↓

(町民の権利)

町民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

2 町民は、地方自治法に定めるところにより、町民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。

3 町民は、町政に参加する権利を有します。

4 町民は、町政に関する情報について知る権利を有します。

5 町民は、生涯にわたり学習機会を選択して学ぶ権利を有します。

6 町民は、町政について意見を表明し、提案する権利を有します。

7 町民は、町政への参加又は不参加を理由とした不利益な扱いを受けない権利を有します。

#### 【概要】

○「規定しない」とする回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方は、町民参加は「町民の役割であることを改めて確認できる」という意見がありました。

○「規定しない」とした理由・考え方は、

・不利益はそもそもない

- ・不利益を受けないことは当然のこと
- ・第3章(町民参加)で既に謳われているから等があります。

【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

- ①規定することで、参加が利益・不利益のためでなく、町民の役割であることを改めて確認できる。
- ②私たち町民は、まちづくり活動への参加または不参加を理由として差別的な扱いを受けない

(2)「2 規定しない」

- ①参加又は不参加を理由とした不利益は、そもそもないものとするため、規定しなくてもよいと考えます。  
(村上 真美)
- ②規定しても構わないともいますが、あえて条文化しなくともいいと思います。
- ③第3章で謳われている
- ④不利益を受けないことは当然のことであるので、あえて条例で規定する必要はないと考えます。
- ⑤あえて規定しなくても良いと思います。

(3)その他(※回答はないが、理由・考え方に記入いただいたもの)

- ①いまひとつ表現がわかりにくいと思いました
- ②規定する場合の表記について、この項のみ「不利益を受けません。」とするより、「不利益を受けない権利を有します。」などのように、前項の表記と揃えると分かりやすいと思いました。

### 3 町民の役割

(町民の役割)

- 町民は、自治の主体であることを認識し、自治を推進するために、主体的かつ積極的に町政へ参加することに努めます。
- 2 町民は、町政へ参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。
  - 3 町民は、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとしします。

\*とりあえず仮置き

#### 論点3 「町民の役割(責務)」をどこまで規定するか

(1)役割(責務)の規定は最小限に止めるべきか

- A (回答:ア、エ)町民の役割として基本的なことに絞るのがよいと思います。
  - 1. 「発言と行動に責任を持つ」と「まちづくりの主体」があれば、ちょうど釣り合うと思います。
  - 2. 「総合的視点」まで求めるのは個人に入りこむものです。
- B (回答:ア、エ、キ、シ)町民の役割として、必要最小限の選択とした。

(2)「町民の権利」とのバランス

- C (回答:ア～エ、シ)「町民の権利」での規定数に合わせて、同数程度の基本的事項

(3) 権利と義務の関係②

D (回答:ア、イ、ウ、カ、キ、シ)権利の行使やサービス享受に応じた負担が伴うことを認識し、権利の乱用を防ぐと共に、まちづくりは個人の利益や権利の主張だけではなく、公共性を伴い、総合的な視点に立ち自らの発言と行動に責任を持つこと等を盛り込みたい。

(4) 各項目の回答数及び理由・考え方

項目	回答数	理由・考え方
ア まちづくりの主体であること	14	A、B、C、D E (回答:ア、イ、エ)町民に課さねばならないことを分かりやすく掲げ、役割を果たす内容にする F (回答:ア、イ、エ、カ、キ、ク)具体的な表記をする方が、イメージしやすいと考えます。 G (回答:ア、キ、シ)アとキを選択した理由としては、論点2で記載した内容の繰り返しになりますが、第2章情報共有から第3章町民参加に続く流れを受けて、第5章町民の章において確認的に規定することで、あらためて町民の権利と役割(責務)を意識付けでき、自治意識の向上が期待できるのではないかと考えたためです。 H (回答:ア、イ、エ、キ、ケ)ア (認識・自覚)の 基本事項なので必須 I (回答:ア、キ)町民主体を基本とするのであれば、町民自ら積極的に取り組んでいくことを盛り込む必要があると思います。
イ 個々の立場や価値観の違いを理解し、互いに尊重する	10	C、D、E、F、 J (回答:ア、イ、エ、キ、ケ)イ こちらも条文の基本理念により必須
ウ 総合的視点	2	C、D
エ 自らの発言と行動に責任を持つ	9	A、B、C、E、F、 K (回答:ア、イ、エ、キ、ケ)エ 町民の責務と関連あるワード
オ 自治の重要性を認識する	2	
カ 町民全体の公共の福祉、次世代への責務、町の将来に配慮	5	D、F、
キ 主体的・積極的にまちづくりに取り組む	10	B、D、F、G、I L (回答:ア、イ、エ、キ、ケ)キ (行動・努力)の基本事項
ク 自ら有する技術、能力等をまちづくりに還元する	2	F

項目	回答数	理由・考え方
ケ 自治の実践を積み重ねながら、自治を守り、その拡充に努める	3	M (回答:ア、イ、エ、キ、ケ)ケ どのように行動し、町を守っていくかを明記
コ 豊かな人間関係の育成に努める	0	
サ 権利の乱用をしない	1	
シ 負担の分任	6	B、C、D N (回答:ア、キ、シ)シを選択した理由としては、税や料などの金銭的負担、ボランティア活動などの労働力負担だけでなく、今後は心理的負担を求める場合が増えてくるのではないかと考えたからです。人口減少が続いている現状において、例えば今と同様の除排雪水準を将来も維持できるのか、公共施設の整理縮小の必要はないのか、学校統廃合の必要はないのかなど、不便さや地域への愛着・心残りといった心理的負担をどの程度まで許容できるかという議論も、これからの自治を考える上で避けられないのではないかと考えたためです。
ス その他	0	

### 論点3-1 「町民の役割」か「町民の責務」か

	回答数
1 町民の役割	14
2 町民の責務	3

#### 【概要】

- 「町民の役割」とする回答が多数です。
- 「町民の役割」とした理由・考え方は、
  - ・表現が柔らかい、簡単(「責務」では重い・硬い)
  - ・自主的、協調的なイメージを持てる
等があります。
- 「町民の責務」とした理由・考え方は、
  - ・負担を求めるならば「責務」という表現が適している
  - ・町民の責任の重さを感じることができ、自治基本条例の重要性が増す
等があります。

## 【理由・考え方】

### (1)「1 町民の役割」

①町民の役割とするのが望ましいと思います。

1. 憲法と法律以外に自治体が責務を規定すべきなく、まちづくりの主体としての自覚を促す「役割」が自然に思います。町民の信託を受けた議員や首長は、町民に責務を負います。

2. ただし、「災害における町民の責務」「自然環境の保護の責務」は別条、ありは別条例が必要と思います。

②役割にしたほうが難くない

③責務は重い

④責務だと重たい感じがするのと、役割の方が一般的にわかりやすいと思います。

⑤表現は、役割の方が柔らかい印象があり、受け手にも伝わりやすいと思います。

⑥「責務」という言葉に拒否感を持たれることが懸念されます。

⑦責務の意味合いが、重たく感じてしまうため、町民の役割の方が良いと考えた。

⑧「責務」や「義務」は行政的な表現で威圧的な感じがする。

⑨責務は硬すぎるイメージがあります。役割の方が少し柔らかく感じるため良いような気がします。

⑩町民として責務というより、役割といわれるほうが柔らかく感じられると思う。

⑪役割: その人に割り当てられた役、任務。

→自主的又は協調的な印象がする。

責務: 責任と義務。義務を果たすべき責任。

→役割よりも強制力が強い印象がする。

上記の印象により、誰かに強制されるものではなく、自主的や協調的なものであってほしいとの考えです。

⑫権利の対義語が義務であることを考えれば、「役割」より「責務」の方が相応しく、議会と行政の章で「責務」を使用していることから統一しても良いかと思えます。ただ、「責務」と言われるとハードルが高く感じられ、「役割」と少し表現を和らげた方が、広く受け入れられやすいかと思えます。

### (2)「2 町民の責務」

①上記、論点3で記載したとおりですが、負担を求める場合は「責務」としななければならないと考えます。

②役割と責務の言葉の意味の違いとして、その「責任の荷の重さ」となり、責務のほうが重さが大きいものとなります。責務とすることにより、主権者としての町民に責任の重さを言葉で感じる事ができ、自治基本条例そのものの重要性が増すと思えます。

## 論点3-2 「町民の基本姿勢」を規定するか

	回答数
1 規定する	3
2 規定しない	12

## 【概要】

○「規定しない」とする回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方では、八雲町や余市町の例が良いという意見がありました。

なお、どちらの事例も、「町民の基本姿勢と役割」として役割の項目と合わせて規定しています。

○「規定しない」とした意見のなかにも、「町民の役割と共に記載する八雲方式が良いと思う」、「町民の役割に統合する方が良い」という声がありました。規定する場合は「町民の基本姿勢」の項目を単独で設けるのではなく、役割の項目とセットで規定する案が考えられます。

○「規定しない」と回答した理由・考え方は、他にも「最低限必要なことを町民の役割に規定すれば十分」という意見がありました。

#### 【理由・考え方】

##### (1)「1 規定する」

①キ、ケ、サ、シ

②第1項に(町民の基本姿勢と役割)

(条文案)町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。【八雲町】の例と同じ

③余市町の第5条が整理されていて良いと思います。

#### 【八雲町自治基本条例】

(町民の基本姿勢と役割)

第21条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めるものとします。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、公共のきまりを守り、連携し、協力してまちづくりに努めるものとします。

3 町民は、常にまちづくりに関心を持ち、積極的に参加し、互いに助け合い、支え合い、安心して暮らせるまちづくりに努めるものとします。

4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。

5 町民は、まちづくりに関して、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとします。

6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。

7 町民は、関係する機関、団体等と連携して、子どもの安全の確保と教育の充実に努め、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、町民ぐるみの子育ての推進に努めるものとします。

#### 【余市町自治基本条例】

(町民の基本姿勢と役割)

第5条 町民は、住民自治の基本を理解し、自ら考え、行動し、まちづくりの主体としての役割を果たすよう努めます。

2 町民は、互いの自由と人格を尊重し合い、連携協力してまちづくりに努めます。

3 町民は、町民の信託に基づいて定められた条例などを遵守するものとします。

4 町民は、ひとしく行政サービスを受けるために必要な負担を分任するものとします。

5 町民は、まちづくりの主体として自ら考え、行動し、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。

##### (2)「2 規定しない」

①自治の担い手として最低限必要なことを町民の役割に規定すれば十分。それ以上は、個人の領域に入り込む恐れがあります。基本理念と基本原則に基づくことで十分ではないでしょうか？

②町民の役割と共に記載する八雲方式が良いと思う。

③町民の役割に統合する方が良い。

## 4 子どもの権利

(子どもの権利等)

子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有します。

2 子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します。

3 大人、議会及び行政は、前2項の権利が保証されるよう必要な支援を行うよう努めます。

\*とりにあらず仮置き

### 論点3-3 「子どもの権利」を規定するか

	回答数
1 規定する	8
2 規定しない	7

#### 【概要】

○「規定する」とした理由・考え方は、

- ・将来の担い手である子供にも町民としての権利がある
- ・年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する権利がある
- ・より良い環境で育つ権利がある

等があります。

○「規定しない」という意見については「あえて規定しなくても良いと思います」という意見がありました。

○子どもについては、町民の一員として既に網羅されているという考え方もあるかと思えます。その場合は、「子どもの権利」の項目は作らず、第3項だけ「町民の役割」の項目に盛り込むという方法があります。

#### 【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①1. 将来の担い手を育成するため

2. 小学校でも政治参加の授業に歩調を合わせるのがよいため。

②子どもはより良い環境の中で健やかに育つ権利があります。

③ニセコ町程度

④年齢にふさわしい形で規定することが望ましいと思います。子供の頃から自分たちの町を大切に思う心も養われると思います。

⑤美瑛町は、未来を担っていく子ども達にも権利があり、その年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるように規定してほしい。町独自のカリキュラムなどで、町民憲章や自治条例について学ぶ機会があると良いと思います。

⑥町の未来を担う役割である子供たちも町民の一員として、権利を有することを規定すべき。

【北見市】の例と同じ。事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、まちづくりの推進に

寄与するよう努めるものとする。

⑦第〇条 子どもは、よりよい環境の中で健やかに育つ権利を有する。

2 子どもは、地域社会の一員としてまちづくりに参加する権利を有する。

3 町民、議会及び行政は、子どもの権利が保証されるよう必要な支援を行う。

⑧青少年及び子供は、地域社会の一員としてそれぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(2)「2 規定しない」

①あえて規定しなくても良いと思います。

(3)その他(※回答はないが、理由・考え方に記入いただいたもの)

①規定する場合、北見市の条文を参考。

また、「子どもは」の部分について、第3章で表記した「満18歳未満の青少年及び子ども」と表記してはどうでしょうか。または、1章総則で子どもの定義をし、「子ども」と表記する方法もあると思います。

**【ニセコ町まちづくり基本条例】**

(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)

第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。

**【北見市まちづくり基本条例】**

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。

2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。

## 5 事業者の役割

(事業者の役割)

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図り、地域社会の発展のために寄与するよう努めます。

\*とりあえず仮置き

### 論点4 「事業者の役割」を規定するか

	回答数
1 規定する	13
2 規定しない	2

#### 【概要】

○「規定する」とした回答が多数です。

○「規定する」とした理由・考え方は、

- ・事業者が自治実現に関して果たす役割が大きいから
- ・事業者のまちづくりへの参加を促進するため
- ・事業者を町民の定義に含めるならば規定して責任を明確化するべき等があります。

また、八雲町や岩見沢市、美幌町の先例を参考とする意見がありました。

○「規定しない」として理由・考え方は、用語の定義において「事業者」＝「町民」と規定しているため規定しなくても良いという意見がありました。

#### 【理由・考え方】

(1)「1 規定する」

①<町民参加の対象>にある審議会等や、地域社会活動において、事業者やその団体が果たす役割が大きいため

②事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます

③八雲町

④美瑛町の発展のために寄与する…。

⑤事業者の役割は町にとって大変大きく、影響も与えるものと思いますので規定するべきと思います

⑥事業者のまちづくりへの活動促進として、規定したほうがよいと考えます。事業者も含め、町民が一体となったまちづくりが望ましいと思います。

⑦事業者の多くは、すでに社会貢献活動などを通じて美瑛町のまちづくりに参加していただいているものと認識していますが、あらためて条文に規定することで、これまで以上に積極的にまちづくりに関わっていただく意識の向上が期待できると考えます。

条文案は、岩見沢市を参考にしました。

「事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、まち

づくりの推進に寄与するよう努めるものとします。」

⑧町民の定義(在住者のみか通勤者等含めるか)が仮置き段階ですが、事業者にも役割を自覚してもらい、地域社会に貢献できるよう、責任を明確化するのがいいと思います。

⑨事業者も町民の定義に含めているのであれば、規定した方が良く考える。

事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

⑩用語の定義だけでは権利や役割が不明確であり、章立てすることで権利と役割(責任)を明らかにし、まちづくりの主体が町民(事業者)であることを意識づけることができるため。

⑪八雲町の23条1項のような定義は改めて必要ない(町民の定義に含まれるため)と思います。美幌町の21条と同様に規定するのが良いと思います。

⑫「町民」の規定次第ですが、現在仮置きしているものを生かすのであれば、事業者の役割も規定すべきだと思います。個人の立場と事業者のそれぞれの立場で求められる役割が明確になると思います。

⑬事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

## (2)「2 規定しない」

①今のところ用語の定義で「事業者」=「町民」と規定しているため、事業者に関わる特別な規定が必要でなければ、規定しなくても良いと考える。

## (3)その他(※回答はないが、理由・考え方に記入いただいたもの)

①規定する場合は、八雲町の条文を参考

### 【八雲町自治基本条例】

(事業者の役割)

第23条 事業者とは、その本拠の有無に関わらず、町内で事業活動を行う者をいいます。

2 事業者は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとします。

3 事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

### 【岩見沢市まちづくり基本条例】

(事業者の役割)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとします。

### 【美幌町自治基本条例】

(事業者の役割)

第21条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めます。

## その他

①◆自治実現の基本となる情報共有と町民参加が、基本原則や制度および町民の権利に盛り込まれつつあります。しかし素案の情報共有と町民参加は大事なことです。多くの町民にとってハードルが高い面もあります。そこで近ごろ増えてきた、町民が入りやすい新しいスタイルの〈参加の場〉に注目しています。これを条例できちっと位置付けた、美瑛の特徴としての判りやすく入りやすい町民参加について、みんなで意見交換できたらいいなと考えています。

### ②町民の権利

- 1 町民として尊重され、安全な環境のもとで安心して生活を営むことができます
- 2 町づくりに関する情報を知ることが出来ます
- 3 議会及び行政に対して意見・提案を表明することが出来ます
- 4 町が提供するサービスを受けることが出来ます
- 5 子供の権利論点3-3

### 町民の役割

- 1 町民はお互いの人権を尊重認め合い、町づくりに参加するにあたり自覚と責任を持ち、発言や行動します

### 事業者の役割

### 論点4の条文

③上記で回答していない部分については、まちづくり委員のみなさんの意見を尊重します。

④今回の専門部会の終盤で、「町民」の用語の定義に関して議論になりましたので、思うことを書かせていただきます。

「町内で働く人」と「町内で事業活動等を営む人・法人・団体」に関しては、町内での経済活動を通じて、町内雇用の下支え・町内消費の活性化・法人町民税の納税など、直接的にも間接的にも美瑛町のまちづくりに大きく関わっていると考えられることから、町民の定義に含まれることに同意です。「町内で学ぶ人」に関しては、都市部であれば大学や専門学校などが市内に設置されていて、そこに在籍している学生らと連携したまちづくりを実践している事例が数多くあるものと認識しています。美瑛町の場合、対象となる「学ぶ人」は町外から美瑛高校に通学している生徒を想定していると思われるので、町民の定義に含むのであれば、これまで以上に美瑛高校と美瑛町の連携を強化できるかどうかと問われるものと考えます。現在は道立高校である美瑛高校を美瑛町立に移管するかどうかという議論が、今後出てくるのかなとも思います。

⑤町民の定義について議論がありましたが、個人的には住民票がなくても町内事業所に勤務されている方などを含めてよいと感じています。ただ、前回の住民投票に関して、町民の定義を幅広くした場合に正しく住民投票が行われているのかチェックするのが難しいのではないかと感じます。(事業所から職員リストなどを提出してもらわなければならないなど)

⑥空欄部分は、まちづくり委員のみなさんの意見を尊重します。また、条文とするなら～の条文案を記載しました。最後に、今回の章を考えるにあたり、第1章で定めた用語の定義(特に町民について)再考の必要を感じました。